

麻酔科標榜資格の許可基準等の見直しについて

標記ついて、医道審議会医道分科会麻酔科標榜資格審査部会において、別添のとおり取りまとめられましたので、お知らせします。

平成17年 1月19日

麻酔科標榜資格の許可基準等の見直しについて

医道審議会医道分科会

麻酔科標榜資格審査部会

本部会においては、医療法第69条第1項第3号、同法第70条第2項及び第3項並びに医政局長通知(昭和35年3月17日医発第183号)に基づき、麻酔科標榜資格について、厚生労働大臣からの諮問を受け、審査、答申を行っている。

本部会における麻酔科標榜資格の審査に当たっては、必要に応じて、申請者に麻酔記録、手術記録等の提出を求めているところである。

一方で、「個人情報保護に関する法律」においては、個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、個人情報を第三者に提供してはならないこととされており、同法は平成17年4月から施行されることとなっている。

このため、本部会において、適正かつ円滑な審査を行うことができるよう、麻酔科標榜資格の許可基準等を見直すことが適当であるとして、別添のとおり意見をとりまとめたものである。

(別添)

麻酔科標榜の許可基準等について

1. 医療法第70条第2項の規定による診療科名として麻酔科の許可を受けようとする医師は申請書を厚生労働大臣に提出する。
2. 厚生労働大臣は、医師が次のいずれかの基準に適合しているときに許可を与える。
 - 一 医師免許を得た後、麻酔の実施に関して十分な修練を行うことのできる医療機関において、十分な指導を行う医師のもとで、2年以上専ら麻酔の実施に関する修練を受けていること。
 - 二 医師免許を得た後、2年以上麻酔の業務に従事し、かつ、気管挿管による全身麻酔を主な麻酔担当医として300症例以上実施した経験を有していること。
3. 厚生労働大臣は、医師に対して、麻酔を実施した患者について次に掲げる書類の提出を求めることができる。
 - (1) 麻酔記録
 - (2) 手術記録
 - (3) その他必要な書類
4. 3の(1)の麻酔記録には、次に掲げる項目が記載されていなければならない。
 - (1) 麻酔を行った医師の氏名
 - (2) 手術を行った医師の氏名
 - (3) 患者の氏名
 - (4) 麻酔の方法
 - (5) 行った手術の術式
 - (6) 麻酔を行った日
 - (7) 麻酔を行った開始時刻及び終了時刻
 - (8) 麻酔に使用した薬剤
 - (9) 血圧その他の患者の身体状況の記録

5. 3の(2)の手術記録には、次に掲げる項目を記載されていなければならない。
 - (1) 手術を行った医師の氏名
 - (2) 患者の氏名
 - (3) 手術を行った日
 - (4) 手術を行った開始時刻及び終了時刻
 - (5) 行った手術の術式
 - (6) 病名

6. 麻酔科の許可を受けようとする医師は、申請書の提出に当たって必要な場合には、当該医師が勤務していた医療機関に対し、書類の提供を求めることができる。

麻酔科標榜許可の審査の運用について

1. 許可基準の2の一について

- ・ 修練の期間及び指導した医師の氏名等については、許可を受けようとする医師が修練した医療機関の長が証明すること。複数の医療機関で修練した場合は、各医療機関の長が修練の期間及び指導した医師の氏名等を証明すること。
- ・ 修練の期間は連続した期間でなくとも認めるものとする。ただし、複数の医療機関で修練を受けている場合であって、一医療機関における修練期間が1か月に満たない場合は、当該期間を修練の期間に算入しない。
- ・ 麻酔の実施に関する修練を受けた期間内に、2年以上の麻酔を実施しない期間がある場合は、それ以前の期間を、麻酔の実施に関する修練を受けた期間と認めないことがある。
- ・ 「専ら麻酔の実施に関する修練」とは、手術における麻酔に関する業務に週30時間以上従事している場合をいう。
- ・ 「麻酔の実施に関して十分な修練を行うことのできる医療機関」とは次のような医療機関であること。
 - 1 麻酔部門の責任者として、十分な指導を行う医師が常時勤務していること。
 - 2 麻酔科医が管理する麻酔症例が年間200症例以上であること
 - 3 安全な麻酔を行うための手術室、半閉鎖回路麻酔器などの施設、設備が整備されていること
- ・ 「十分な指導を行う医師」については添付された略歴を踏まえて判断する。

2. 許可基準の2の二について

- ・ 麻酔の業務に従事した期間は、主な麻酔担当医として麻酔を実施した最初の症例から最後の症例までの期間とする。
- ・ 麻酔の業務に従事していない期間が1か月以上ある場合は当該期間を麻酔の業務に従事した期間に算入しない。
- ・ 麻酔の業務に2年以上従事しない期間がある場合は、それ以前の麻酔を施行した症例を、経験した症例数に含めないことがある。
- ・ 麻酔を1日に3件以上実施した場合は、申請書にその麻酔記録を添付すること。ただし、この麻酔症例以外に300症例以上実施した経験を有している場合には、麻酔記録の添付の必要はない。
- ・ この他申請書の内容に不明な点がある場合に、当該医師が麻酔を実施した症例の麻酔記録、手術記録等必要な書類の提出を求めることがある。

3. 留学等海外での修練期間の取り扱いについて

- ・ 海外の医療機関で麻酔の修練を受けた期間がある場合は、当該医療機関の指導者、麻酔症例数、修練の期間、麻酔のための施設、設備など許可基準を満たすことを、当該医療機関が証明する資料を添付すること。

4. 麻酔記録について

- ・ 麻酔を行った医師が複数いる場合、原則として先頭に記載されている医師を主な麻酔担当とみなす。
- ・ 主な麻酔担当医として麻酔を実施していない場合(いわゆる、「セカンド」、「補助者」、「指導者」等)、麻酔を実施した時間帯が重複している場合(いわゆる、「かけもち」)、術者兼務で実施した麻酔の症例の場合等は申請の症例として認めない。
- ・ 「麻酔に使用した薬剤」とは、薬剤の名称、およびその量または濃度とする。
- ・ 「血圧その他の患者の身体状況の記録」とは、麻酔開始から麻酔終了までの患者の血圧、心拍数、酸素飽和度、呼気終末二酸化炭素分圧等を記したものとする。